



内閣総理大臣メッセージ伝達式

松本地区保護司会の小岩井会長から臥雲市長へ



第76回 社会を明るくする運動

「保護司」をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらおう



第130号
発行 令和8年8月1日
松本地区保護司会

「社会を明るくする運動」松本市推進委員会が六月十九日（金）に松本市音楽文化ホールで開催されました。会に先立ち、推進委員長の臥雲義尚市長に内閣総理大臣からのメッセージが伝達されました。

会では、松本青年会議所・まちの人材育成委員会が更生保護を題材とした勉強会を実施した報告で、「更生支援よりも被害者支援の方が優先であるべきでは」「再犯防止（再犯率四十七％）の為に社会が対象者を温かく見守る姿勢が必要」などの意見があがったとのことでした。また、「保護司の豊富な実体験×AI」の掛け合わせで、さらに具体的な更生生活

第76回“社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、すべての国民の皆様が、犯罪や非行の防止と立ち直りについての理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、新たな被害者も加害者も生まない明るい地域社会を築くための全国的な運動です。昭和26年に始まって以来、今年で76回目を迎えました。

社会の中で犯罪や非行から立ち直ろうとする人を支援する「更生保護」は、まさに安全・安心な社会の基盤となる取組です。この更生保護を支えているのが、「保護司」をはじめとする更生保護ボランティアであり、過去の過ちから立ち直ろうとする人々に寄り添い、再出発を助けています。

我が国の更生保護の取組は、海外でも高く評価されており、令和7年12月に採択された「再犯防止に関する国連準則」でも、推奨される取組の一例として、保護司(hogoshi)が紹介されています。しかし、国内において、その取組は必ずしも身近な存在として認識されていないのが現状です。

そこで、第76回運動では、「『保護司』をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらおう」という統一テーマを掲げ、より一体的に運動を展開することとしました。

政府といたしましては、本運動への賛同を示す“幸福(しあわせ)の黄色い羽根”のもと、更生保護が「あたりまえ」に知られる存在となり、立ち直りの支援の輪が更に広がるよう取り組んでまいります。

国民の皆様には、ぜひ更生保護の取組や意義に関心をお寄せください。そして、安全・安心な社会の実現のため、それぞれの立場でできることに思いを馳せ、一歩踏み出していただけますと幸いです。あなたの一歩が、社会を支える力になります。

内閣総理大臣

高市早苗



7月1日(水) 松本駅前

街頭啓発活動

動についても網羅できるのではとのご提案も頂きました。

令和八年度 松本地区保護司会総会

松本地区保護司会の定期総会・懇親会が、四月十七日（金）にホテルブエナビスタにて開催されました。

総会には、長野保護観察所本間美佳子所長、宮下崇主任官と、長野県保護司会連合会山元秀泰会長にご臨席いただきました。各議案は原案通り承認され、懇親会も、盛大に開催されました。



総務部会

一、会議の開催・諸会議への参加
総会（定期・新年）・常任理事会・理事会・企画調整会議・処遇会議・保護司検討協議会等の開催

第七十六回「社会を明るくする運動」長野県推進委員会・松本推進委員会等への応援

二、保護司の異動の把握と周知、各種名簿作成

三、長野保護観察所への報告・申請
保護司の新任・再任・退任の手續き、各種表彰候補者の推薦手續き、活動計画の承認申請

四、関係団体との連携
松本市社会福祉協議会・松本地区更生保護団体等との連携、五者懇談会・中信地区薬物乱用対策協議会等への参加

五、各種会合への参加
第七十一回長野県更生保護大会参加
（十月二十三日佐久市コスモホール）等

六、更生保護サポートセンターの運営及び保護司会予算の執行

社明部会

一、第七十六回「社会を明るくする運動」内閣総理大臣メッセージ伝達式・第十五回松本市推進委員会（六月十九日）

二、街頭啓発活動
（七月一日 松本駅前）

三、第七十六回「社会を明るくする運動」長野県作文コンテストの実施

四、同ポスターの掲示

五、「松本少年刑務所矯正展」長野保護観察所ブースへゲームやアンケートでの協力（十月十日）

研修部会

一、年度三回以上の研修会
二、定例研修（年度内三回）
三、新任研修・特別研修への参加
四、地域処遇会議
五、関係団体の研修

事業部会

一、第五十三回松本子どもまつり「迷子センター係」として参加
（五月三日・アルプス公園）
二、第七十一回長野県更生保護大会参加

（十月二十三日・佐久市）
三、富山刑務所・能登半島視察研修
（十一月十八・十九日実施予定）

広報部会

一、「まつもと保護だより」の発行

わたげ部会

一、更生保護施設「みずず寮」の処遇活動への協力
二、矯正施設「有明高原寮」の処遇活動への協力

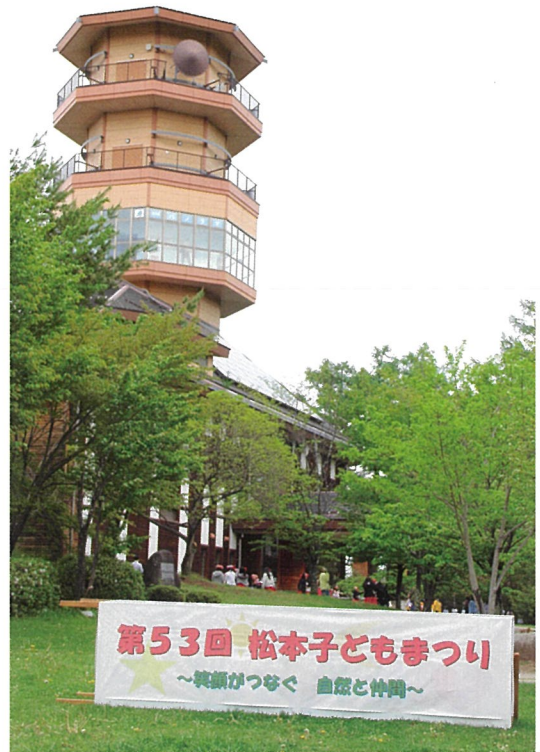
賛助会費協力者

（敬称略・順不同）
・（株）信州グリーン
・（株）信州松本 信州運転代行
・信濃電気工業（株）
・（株）フロンティア・スピリット
・（有）マルト水産
・（株）甲斐実業 山本 博子
・百瀬医院
・山田 尚人
・相澤 妥朋
・萩原 洋子

第53回 松本子どもまつり



今年も松本地区保護司会は「迷子センター」の受付担当
迷子は無事親元へ



5月3日(日) 開催
アルプス公園

私が抱えた事例 シリーズ (83)

彼女と初回面接したのは八年前十二月半ば、街はクリスマスモードで賑やかだった。

母親と来訪した弱々しい姿からは四号殺人未遂で保護観察三年とは思えなかった。二十代前半、自殺願望があり、以前の知人男性を無理心中させ、大ケガをさせた。被害者への弁償等で家族から借金をした。それを返済するため働きたいと話す。本人は統合失調症で定期受診が必要であった。

間もなく姉の勤務先の会社就職した。資格を取りたいと前向きになった矢先、羽田空港の税関から呼び出しがあった。

二年前、主犯格の

人に無料でシンガポール旅行に行けると誘われ軽い気持ちで行った。帰りに金塊四kgを渡され羽田空港で捕まった。罰金一、五〇〇万円、幸い勤務先の弁護士に相談でき罰金は主犯者が支払ったとのことであるが、解決までには時間と弁護士費用がかなり掛かった。

彼女は四人姉妹の四番目で、父親

「自分を大切にしたいと願う」

的存在の人はいたが、小さい頃から家族での会話や繋がりが薄く孤立、自暴自棄になり、東京で傷害事件を起こした。

事件後、姉達と一緒に暮らせないと言われ、家を出て母親とアパート暮らしを始めた。母親は仕事、両親の介護で忙しくしていたが以前より会話、コミュニケーションが取れるようになり、長姉には遊びにおいでと受け入れてもらえるようになった。しかし次姉との蟬りは残っていた。

面接時間に遅れることもなく来訪していたが時々体調を崩すことがあり、借金返済のため仕事やバイトなど無理しているように見えた。

一度、仕事の面接時に保護観察のことを話した方が良いかと質問され、難題であった。話すとき色メガネで見られる、話さないと判明した時に解雇される可能性がある。先輩先生に相談して、聞かれたら話すことにした。

時は経ち保護観察の終了日、母親同席。「夢、目標を持って何より自分を大切にしたい」と伝えた。私にできたことは、彼女が吐露することと耳を傾けることだけだったが、元気で暮らしていることを今も願います。

西分区 笠原 澄子

地域別定例研修会

生活環境の調整等について

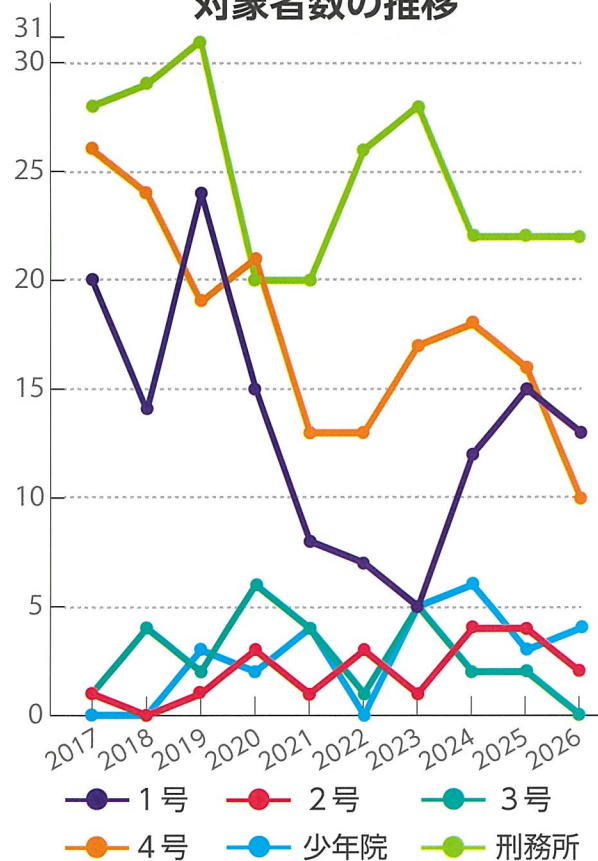
六月二十六日、今年度第一回地域別定例研修会が「生活環境の調整等について」をテーマに行われ、宮下崇保護観察官より講義・演習をしていただきました。

対象者を取り巻く生活環境の重要性は、対象者との面接が良好でも難しい場合でも、回を重ねるほどに強く感じられるところです。講義では、仮釈放や退所後の社会復帰と改善更生をより確かな一歩とするための生活環境調整の重要性について改めて確認するとともに、関係書類の見かた・書き方に係わる留意事項を解説いただいた後、報告書作成演習を行って、特に引受人の身上や改善厚生に資するか否かの材料となるような聞き取り方について、具体的に指導をいただきました。

また、昨年懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設する刑法等の改正がなされたことについて、その背景には、個々の受刑者の特性に応じた矯正処遇や社会復帰支援充実があり、生活環境調整時に踏まえるものとして押さえておきたい点として教えていただきました。

北分区 坪田 利彦

対象者数の推移



松本地区保護司の担当する対象者数

令和8年7月1日現在

1号観察	13件	生活環境調整	
2号観察	2件	少年院在院	4件
3号観察	0件		
4号観察	10件	刑務所在監	22件
計	25件		

1号観察とは、家庭裁判所の決定により、保護観察に付された少年。
2号観察とは、少年院から仮退院を許された少年。
3号観察とは、刑務所から仮釈放を許されている人。
4号観察とは、刑の執行猶予され、保護観察に付された人。
生活環境調整とは、収容中の段階から、その者の改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境をあらかじめ整えるための措置を講ずること。

保護司の異動

(敬称略・順不同)

〈退任〉

令和八年五月二十四日付け

小穴 昌夫 (東分区)

齊藤 加根子 (西分区)

上 條 温 (南分区)

吉水 廣子 (南分区)

児玉 行 (北分区)

長い間大変お疲れさまでした。

〈新任〉

令和八年五月二十五日付け

麻田 仁郎 (西分区)

末永く宜しくお願いします。

ホゴちゃんの一言

松本地方では、「雛祭り」と「七夕」は月遅れの四月三日、八月七日に行われます▼織姫＝琴座のベガと彦星＝鷲座のアルタイルは、天の川を挟んで輝いています。七夕の日に天の川を渡り、会うことができるということですが、七月七日はまだ梅雨の時期で曇りか雨のことが多い、晴天率

からすると八月七日の方が年に一度の逢瀬には良いのではないのでしょうか▼松本地方では、彦星と織姫の顔が書かれた木製の衣紋掛けのようなものに、子供の着物を着せた人形か、紙製の七夕人形を縁側の軒先につり下げ、子供の健やかな成長を願いました▼我が家でも昔は、七日の二、三日前になると、人形を飾り、野菜をお供えしました。七日の朝には、里芋の葉に溜まった朝露ですった墨で願い事を短冊に書き、それを飾り付けて庭に立ててある笹の葉に結びつけました。そして、甘いあんこを絡めた「ほうとう」を食べたものでした▼このように今現在もおこなっている家庭は少なくなっているようですが、祖母から親・孫に引き継いでほしい伝統行事の一つです。